

足寄町農業委員会 第19回総会会議録

自 令和 5 年 9 月 2 9 日

至 令和5年9月29日

足寄町農業委員会

令和5年9月29日 第19回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後2時 5分

1 出席委員

1 番 餌 取 靖 徳	4 番 上 妻 良 一	5 番 菊 地 隆 志
6 番 宮 口 孝 治	7 番 松 田 博 幸	8 番 遠 藤 勇
9 番 人 見 華 代	10 番 石 黒 彰	11 番 岡 元 義 春
12 番 吉 村 進		

2 欠席委員

2 番 吉 川 友 二	3 番 遠 國 和 宏
-------------	-------------

3 議事に参与するもの

事務局長 山 田 弘 幸
総務担当主査 留 田 篤 史
総 務 主 査 餌 取 秀 和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相 続）について
日程第 4	議案第1号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について
日程第 5	議案第2号 農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について
日程第 6	議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農 用地買入協議に係る要請について
日程第 7	議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利 用集積計画の決定について
日程第 8	議案第5号 土地の現況証明書下付について

第 19 回農業委員会総会

令和 5 年 9 月 29 日

開会 午後 1 時 30 分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和 5 年度第 19 回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、2 番吉川友二委員、3 番遠國和宏委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、11 番岡元義春委員、1 番餌取靖徳委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第 1 号)

○議長 「報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1 番を説明します。本件は、母親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、平成 29 年 9 月 15 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

次に、2 番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和 5 年 2 月 17 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第 1 号)

○議長 「議案第 1 号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第 1 号、足寄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

足寄町長、渡辺俊一氏より意見を求められた足寄町農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更について、ご審議をお願いするものです。

1番から5番まで、一括で説明します。

1番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町稲牛67番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、102, 100㎡のうち、28, 276㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用し、売り渡しを行う予定のため、農用地利用計画が白地の箇所を農地に編入するものです。

次に、2番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町白糸27番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は原野、現況も原野です。

面積につきましては、72, 434㎡のうち、52, 659㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は令和4年1月28日開催の第34回足寄町農業委員会総会で現況証明書により農地、採草放牧地以外となった土地をソーラーパネル発電施設用地として売買するにあたり、農用地利用計画が農地の箇所を除外するものです。

次に、3番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町共栄町79番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は原野、現況も原野です。

面積につきましては、70, 732㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は令和5年5月25日開催の第15回足寄町農業委員会総会で現況証明書により農地、採草放牧地以外となった土地に植林するにあたり、農用地利用計画が

農地の箇所を除外するものです。

次に、4番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町稲牛103番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は原野、現況も原野です。

面積につきましては、53, 963㎡のうち、45, 205㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は令和元年5月29日開催の第3回足寄町農業委員会総会で現況証明書により農地、採草放牧地以外となった土地に植林するにあたり、農用地利用計画が農地の箇所を除外するものです。

次に、5番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町上利別19番4ほか8筆、計9筆です。

地目につきましては、公簿は原野、雑種地、山林、現況は原野です。

面積につきましては、135, 592㎡のうち、36, 270㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は令和3年11月29日開催の第32回足寄町農業委員会総会で現況証明書により農地、採草放牧地以外となった土地に植林するにあたり、農用地利用計画が農地の箇所を除外するものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による貸貸借設定許可申請について」を

議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による賃貸借設定許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地等の賃貸借設定許可申請のあった、賃貸人、賃借人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町下愛冠1丁目9番14ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、6,054㎡です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃貸人が保有する農地を、賃借人が落栽培試験圃場として賃借するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間、円、10アール当たり円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、今月21日、私と吉村委員、岡元委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町常盤5番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は山林、畑、現況は畑です。

面積につきましては、91,716㎡のうち、66,213㎡です。

次に、賃貸借の理由ですが、賃貸人が保有する農地を、新たに賃貸するものです。

申請書によりますと、本件の借賃は1年間、円、10アール当たり円となっています。

議案調査書のとおり、賃借人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、今月21日、私と吉村委員、岡元委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、足寄町長渡辺俊一氏に本件の農地所有者に対して、同公社が買入の協議を行う旨の通知をされるよう同法第16条第2項に基づく要請の議決をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂喜登牛2063番ほか19筆、計20筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑です。

面積につきましては、268,895㎡です。

本件は、令和4年8月29日に開催された向陽地区の人・農地プラン協議で新規就農者の誘致が決まり、令和5年4月1日から営農を開始したため、農地の売買を進めている案件です。

令和5年9月21日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は令和5年2月16日に新規就農認定者に認定された方で、売買予定価格は
円、10
アール当たり 円となっています。

しかし、あっせん会議は売渡予定者の農用地取得資金対策において、現在、資金対応が困難なことから不成立となりました。

従って、本件は公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用すべく、足寄町長に対して、同法人への買入協議を行うよう要請するものです。

なお、事業タイプは10年貸付タイプを予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 4番上妻委員。

○上妻委員 新規就農する方は決まっているのですか。

○事務局長 新規就農者は、売渡予定者の方です。

○議長 他に、質疑はありませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町長に、当該農用地の所有者に対して、公益財団法人北海道農業公社の買入協議を行う旨の通知をするよう要請します。

次に、2番を説明します。

局長

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂喜登牛334番1ほか13筆、計14筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、568,189㎡のうち、畑が290,094㎡、草採放牧地が278,095㎡です。

本件は、令和4年12月9日に開催された植坂地区の人・農地プラン協議で新規就農者の誘致が決まり、令和5年4月1日か

ら営農を開始したため、農地の売買を進めている案件です。

令和5年9月21日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は令和5年2月16日に新規就農認定者に認定された方で、売買予定価格は 円、10アール当たり 円となっています。

しかし、あっせん会議は売渡予定者の農用地取得資金対策において、現在、資金対応が困難なことから不成立となりました。

従って、本件は公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用すべく、足寄町長に対して、同法人への買入協議を行うよう要請するものです。

なお、事業タイプは10年貸付タイプを予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町長に、当該農用地の所有者に対して、公益財団法人北海道農業公社の買入協議を行う旨の通知をするよう要請します。

3番につきましては、岡元義春委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 52分 休憩

午後 1時 53分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町稲牛62番8ほか14筆、計15筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、宅地、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、189, 181. 53㎡のうち、畑が185, 690. 53㎡、草採放牧地が3, 491㎡です。

本件は、令和5年7月18日に開催された稲牛地区の人・農地プラン協議で受け手が決まり、農地の売買を進めている案件です。

令和5年9月21日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は記載の方で、売買予定価格は 円、10アール当たり 円となっています。

しかし、あっせん会議は売渡予定者の農用地取得資金対策において、現在、資金対応が困難なことから不成立となりました。

従って、本件は公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用すべく、足寄町長に対して、同法人への買入協議を行うよう要請するものです。

なお、事業タイプは10年貸付タイプを予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町長に、当該農用地の所有者に対して、公益財団法人北海道農業公社の買入協議を行う旨の通知をするよう要請します。

暫時、休憩します。

午後 1時 54分 休憩

午後 1時 55分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和5年度第6号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番2番は、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地等の売り払いを受ける案件です。

詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明を省略します。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 1番2番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける

者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町下愛冠1丁目3番5ほか21筆、計22筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、244、283㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり

円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、足寄町農業協同組合が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 6番宮口委員。

○宮口委員 すべての農地を受け手の方が購入することになったのですか。

○事務局長 出し手の方が所有する農地と隣接する借地の農地も、この受け手の方が購入することになりました。

○議長 他に、質疑はありませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 土地の現況証明書

下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町6番2、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、9月21日、私と吉村委員、岡元委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、原野の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂足寄52番7ほか1筆、計2筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、9月21日、私と吉村委員、岡元委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、原野の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛433番1、計1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、9月21日、私と吉村委員、岡元委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、原野の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、4番を説明します。

局長。

○事務局長 4番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛62番7ほか15筆、計16筆です。

本件の公簿地目は牧場、畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、9月21日、私と吉村委員、岡元委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、原野、山林及び宅地等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、5番を説明します。

局長。

○事務局長 5番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄13番8ほか1筆、計2筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、9月21日、私と吉村委員、岡元委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、原野の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 6番宮口委員。

○宮口委員 この方が所有する農地は、この現況証明書により、すべてなくなるのでしょうか。

○事務局長 この土地を売却すると、足寄町に所有する土地はなくなります。

○議長 他に、質疑はありませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年度第19回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 2時 5分 閉会

議 長

吉村 進

農業委員

関元義春

農業委員

餅取靖徳
